

安全装置等導入促進助成事業実施要綱

一般社団法人山口県トラック協会
平成18年5月15日制定
平成22年3月24日改正
平成23年3月24日改正
平成24年3月26日改正
平成24年7月17日改正
平成25年3月28日改正
平成29年3月24日改正
平成29年5月24日改正
平成30年3月23日改正
令和5年5月29日改正

(目的)

第1条 この助成は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）の事業用トラックの交通事故を抑止するための危険予測に効果があると思われる安全装置等装着の導入を促進し、交通事故ゼロを目指すことを目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置（別表1）
- (2) 側方視野確認支援装置（別表2）
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置（別表3）
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（別表4）
- (5) トルク・レンチ

2 前項に定める側方視野確認支援装置は、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。

3 第1項に定めるIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。

4 第1項に定めるトルク・レンチは、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）とし、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は、協会の毎会計年度の4月1日から3月31日までとする。なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表5に示すとおりとし、事業者が対象装置を

当該年度に新たに買取り（一括、割賦）またはリースにより、山口県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に装着した場合（中古品・レンタル品を除く）、車両1台につき対象装置ごとに助成金を交付する。助成金の交付台数は、1会員あたり対象装置20台を限度とする。ただし、トルク・レンチについては、1事業所あたり1台とする。また、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、安全装置等の装着、支払い等が完了した後、「安全装置等導入促進助成金交付申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）を協会の会長に提出する。

2 前項の申請書に必要な添付書類は、別に定める。

3 申請書の提出期限は、2月末日とする。

（助成金の交付）

第6条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（財産の処分制限）

第8条 事業者は、交付対象となった装置の装着日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他）

第9条 本要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

第1条 本要綱は、平成18年7月1日より施行する。

第2条 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

第3条 本要綱は、平成23年4月1日より適用する。

第4条 本要綱は、平成24年4月1日より適用する。

第5条 本要綱は、平成24年7月17日より適用する。

第6条 本要綱は、平成25年4月1日より適用する。

第7条 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。

第8条 本要綱は、平成29年6月1日より適用する。

第9条 本要綱は、平成30年4月1日より適用する。

第10条 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。